



東京労働局公示第203号

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、同法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 公益社団法人神奈川労務安全衛生協会

登録教習機関の住所 神奈川県横浜市中区相生町 3-63 ヤオマサビル

代表者の職氏名 会長 平井 泰忠

技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
神奈川県横浜市中区相生町 3-63 ヤオマサビル

登録番号及び行うことができる技能講習の区分
安第 363 号 玉掛け技能講習
安第 364 号 床上操作式クレーン運転技能講習
安第 365 号 高所作業車運転技能講習

登録年月日 令和 8 年 8 月 28 日

登録の有効期間の満了日 令和 13 年 8 月 27 日

令和 8 年 8 月 31 日



東京労働局長

